

第13回 (第50回) 第1~37回 機械振興協会賞を含む

新機械振興賞

小規模事業者

中小企業

大企業

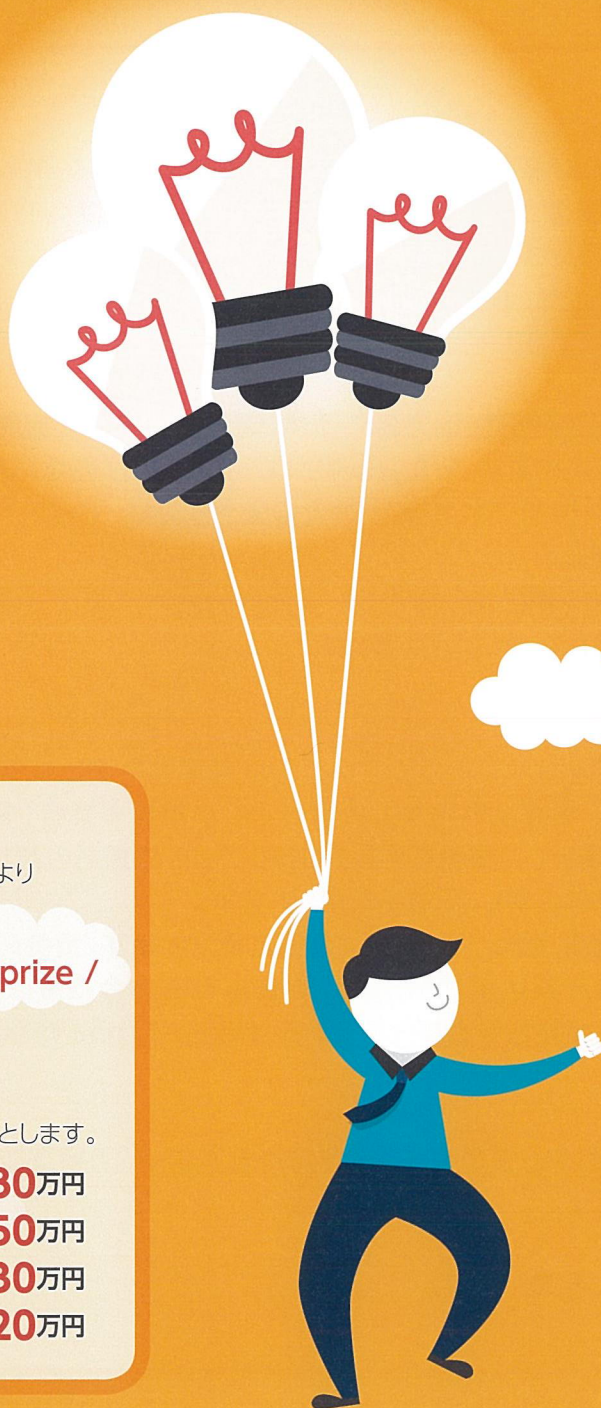
受賞候補者募集

平成27年

4月1日(水)~5月31日(日)

機械産業技術に係る独創的な研究開発と新製品の製造、製品の品質・性能の改善又は生産の合理化に顕著な業績をあげた研究開発担当者および企業等を表彰します。

昨年度より小規模事業者への支援を強化するため、小規模事業者を対象とした審査委員長特別賞を新設した他、機械産業に係る関係団体からの推薦だけでなく自薦による応募も受け付けております。



がんばる

企業応援します!

[申請書類]

「募集要領」「応募書類の様式」は下記URLよりダウンロードすることができます。

<http://www.jspmi.or.jp/tri/prize/>

[賞](予定)

研究開発担当者には賞金を贈呈します。
受賞者が複数である場合も、これらと同額とします。

- ◇経済産業大臣賞…………… 80万円
- ◇中小企業庁長官賞…………… 50万円
- ◇機械振興協会会長賞…………… 30万円
- ◇審査委員長特別賞…………… 20万円

第13回
(第50回)※

新機械振興賞

〆切は
平成27年
5月31日(日)
消印有効

※第1～37回 機械振興協会賞を含む

受賞候補者募集

一般財団法人 機械振興協会(会長 庄山悦彦)では、優秀な研究開発を行い、その成果を実用化することによって、わが国機械工業技術の進歩発展に著しく寄与した企業・大学・研究機関(以下「企業等」という)及び研究開発担当者表彰しており、平成27年度第13回新機械振興賞の受賞候補者を次の要領で募集します。

1. 表彰対象

独創性、革新性及び経済性に優れた機械工業技術に係る研究開発及びその成果の実用化により、新製品の製造、製品の品質・性能の改善又は生産の合理化に顕著な業績をあげたと認められる企業等及び研究開発担当者として。

但し、当該研究開発は、おおむね過去3年以内に成立したものに限りです。

2. 募集の方法

機械産業に係る関係団体、地方公共団体、国公立試験研究機関、学会等に募集を依頼し、受賞候補者の推薦を求めます。また、応募される企業で、推薦をいただける団体が無い場合でも、自薦による応募が可能です。受賞候補者の受付期間は、**平成27年4月1日(水)から5月31日(土)**消印有効とします。

「募集要領」及び「応募書類の様式」は、下記からダウンロードすることができます。

<http://www.jspmi.or.jp/tri/prize/>

3. 表彰の方法

(1)特に優秀と認められるものについて経済産業大臣賞及び中小企業庁長官賞の授与を申請するものとし、機械振興協会会長賞および小規模事業者(中小企業基本法における小規模企業者)を対象とした審査委員長特別賞に対し、会長名の賞状を贈呈します。

(2)受賞する企業等に対し、記念楯を贈呈します。

(3)受賞する研究開発担当者に対し、賞金を贈呈します。賞金の額は、経済産業大臣賞は80万円、中小企業庁長官賞は50万円、機械振興協会会長賞は30万円、審査委員長特別賞は20万円(研究開発担当者が複数である場合も、これらと同額)とします。

4. 選考

(一財)機械振興協会会長が委嘱する学識経験者より成る審査委員会により行います。

5. 受賞者発表

平成27年12月に発表の予定。

第13回新機械振興賞受賞候補者募集要領

1. 表彰対象

独創性、革新性及び経済性に優れた機械工業技術に係る研究開発及びその成果の実用化により、新製品の製造、製品の品質・性能の改善又は生産の合理化に顕著な業績をあげたと認められる企業・大学・研究機関(以下「企業等」という。)及び研究開発担当者(一業績につきおおむね5人程度を限度とし、事情により当該企業等に属さない者も含む。)とします。

但し、当該研究開発は、おおむね過去3年以内に成立したものに限りします。

2. 募集方法

一般財団法人 機械振興協会会長(以下「会長」という。)より、機械工業に係る関係団体、地方公共団体、国公立試験研究機関、学会等に募集を依頼し、受賞候補者の推薦を求めます。また、受賞候補者による自薦も受け付けます。

受賞候補者の募集期間は5項に定める期間とします。

3. 提出書類

3.1 推薦・自薦書

別添の第13回新機械振興賞受賞候補者推薦・自薦書(その1～その3)に所要事項を記入して下さい。推薦・自薦書(その1)における業績の題目は商品名や特殊な記号等を含まず、冗長的な表現を避け、簡潔で内容が理解できる表現にして下さい。推薦・自薦書(その2)には開発の背景(開発に至った背景・課題等)、技術上の特長、実用上の経済性、特許の出願・登録の状況などを文章で簡明に記述して下さい。

又、推薦・自薦書(その3)には開発した機械・装置等及び技術の内容の概略をまとめて記述して下さい。

なお、推薦・自薦書(その2、その3)は、ワープロで作成し印字して下さい。様式は Web ページ(<http://www.jspmi.or.jp/tri/prize/>)より取得したものを使用して下さい。

推薦・自薦書(その2、その3)はそれぞれA4判1枚にまとめて下さい。

3.2 添付書類

推薦・自薦書の他に、以下の書類を必ず添付して下さい。

(1) 詳細な内容説明書(A4判10頁以内。審査のみに使用し、部外秘とします。)

- ① 開発の背景 (開発の目的、必要性、共同開発の場合は、役割分担等を具体的に記述して下さい。)
- ② 技術的説明 (開発した機械・装置及び技術の内容を図、表、写真などを用いて分かり易く記述して下さい。)
- ③ 経済的説明 (開発した機械によって生ずる経済的効果等を記述して下さい。)
- ④ 機械の価格 (開発した機械・装置の規模が把握できる価格を記述して下さい。)
- ⑤ 納入実績 (生産数と販売数を記述して下さい。)
- ⑥ 類似機械との比較(他社の類似機械との性能等の比較を表にして下さい。他社に類似機械のない場合は自社の従来機と比較して下さい。)
- ⑦ 他への波及効果(全く別の分野に波及する効果も記述して下さい。)
- ⑧ 特許及び実用新案の名称等のリスト(登録、公開、出願、国内・外を明記して下さい。)

(2) 参考資料(公開されているものを添付して下さい。)

- ① 特許関係 (登録、公開されているものがある場合は、主なものについて公報の写し1件ないし2件以内を添付書類として提出して下さい。)
- ② カタログ (開発した機械・装置の技術的ポイントを中心としたものを添付して下さい。)
- ③ 論文等 (当該業績について学協会誌等への掲載論文のある場合は、主なものについてそのコピー2件以内を添付して下さい。)

4. 提出部数

推薦・自薦書、添付書類とも、正本1部、副本6部(コピー可)、合計7部提出して下さい。推薦による応募の場合、推薦・自薦書(その1)の正本には推薦者の押印をお願いします。

(裏面へ続く)

5. 推薦・自薦書等の提出

推薦・自薦書は、募集期間中（平成27年4月1日(水)から5月31日(日)消印有効)に、推薦・自薦書と添付書類を下記に提出して下さい。

送付による提出先

〒203-0042 東京都東久留米市八幡町1-1-12

(一財)機械振興協会 技術研究所 産学官連携センター(東久留米) 新機械振興賞担当

又は

持参提出先

(一財)機械振興協会 受付 (東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館1階)

問い合わせ先

(一財)機械振興協会 技術研究所

Eメール prize@tri.jspmi.or.jp

電 話 042-475-1168

F A X 042-474-1980

6. 選 考

会長が委嘱する学識経験者より成る審査委員会により行います。

審査スケジュール(予定)

①募集(4~5月)、②書類審査(6~7月)、③ヒアリング審査(7~8月)、④現地調査(8月~9月)、⑤審査委員会(10月)、⑥受賞者の発表(12月)、⑦表彰式(1月~2月)

7. 表彰方法

- (1) 会長は、特に優秀と認められるものについて経済産業大臣賞及び中小企業庁長官賞の授与を申請するものとします。
- (2) 会長は、その他の受賞者に対し、会長名の賞状を贈呈します。
- (3) 会長は、受賞する企業等に対し、記念品を贈呈します。
- (4) 会長は、受賞する研究開発担当者に対し、賞金を贈呈します。賞金の額は、経済産業大臣賞は80万円、中小企業庁長官賞は50万円、機械振興協会会長賞は30万円、審査委員長特別賞は20万円(研究開発担当者が複数である場合も、これらと同額)とします。

8. 後 援(予定)

経済産業省、中小企業庁、JKA、中小企業基盤整備機構、日本機械工業連合会、全国商工会連合会、日本経済新聞社

9. 賞の取り消し等

以下の場合、応募を無効又は表彰の取り消しを行います。

- ① 本制度の目的を損なうような行為あるいは申請書類等に虚偽の記載があった場合。
- ② 法令違反、他者の知的財産の侵害等社会通念上表彰対象としてふさわしくないことが明らかになった場合。
- ③ 社会通念上極めて重大な公害・災害・死亡事故等の不祥事を起こした場合。

[注 記]

- (1) 外国からの技術導入に基づくものは、原則として選考の対象としません。但し、独創的な改善が加えられた場合はこの限りではありません。
- (2) 社内専用機、あるいは社内生産システムに関する業績であっても、それが実用化されている場合は選考の対象とします。
- (3) 助成金、奨励金等を受けて行った研究開発の業績も選考の対象とします。
- (4) 他の同種の表彰を受けた業績も選考の対象とします。

※個人情報保護に関して：本募集において入手いたしました個人情報は、本新機械振興賞に関する審査と表彰の目的以外での使用はいたしません。

以 上

第13回新機械振興賞受賞候補者募集要領 (小規模事業者用)

新機械振興賞では平成26年度より小規模事業者が応募する際の負担を軽減するため、小規模事業者に該当する企業の提出書類を少なくしました。また、小規模事業者を対象とした審査委員長特別賞を新設し、受賞の機会を広げることにいたしました。以下、小規模事業者用に事務書類を軽減した新機械振興賞受賞候補者募集要領について説明いたします。

1. 表彰対象

独創性、革新性及び経済性に優れた機械工業技術に係る研究開発及びその成果の実用化により、新製品の製造、製品の品質・性能の改善又は生産の合理化に顕著な業績をあげたと認められる企業・大学・研究機関(以下「企業等」という。)及び研究開発担当者(一業績につきおおむね5人程度を限度とし、事情により当該企業等に属さない者も含む。)とします。

但し、当該研究開発は、おおむね過去3年以内に成立したものに限ります。

2. 募集方法

一般財団法人 機械振興協会会長(以下「会長」という。)より、機械工業に係る関係団体、地方公共団体、国公立試験研究機関、学会等に募集を依頼し、受賞候補者の推薦を求めます。また、受賞候補者による自薦も受け付けます。

受賞候補者の募集期間は5項に定める期間とします。

3. 提出書類

3.1 推薦・自薦書

別添の第13回新機械振興賞受賞候補者推薦・自薦書 小規模事業者用(その1～その3)に所要事項を記入して下さい。推薦・自薦書(その1)における業績の題目は商品名や特殊な記号等を含まず、冗長的な表現を避け、簡潔で内容が理解できる表現にして下さい。推薦・自薦書(その2)には開発の背景(開発に至った背景・課題等)、技術上の特長、利点などを文章で簡明に記述して下さい。

又、推薦・自薦書(その3)には開発した機械・装置等及び技術の内容の概略をまとめて記述して下さい。

なお、推薦・自薦書(その2、その3)は、ワープロで作成し印字して下さい。様式は Web ページ(<http://www.jspmi.or.jp/tri/prize/>)より取得したものを使用して下さい。

推薦・自薦書(その2、その3)はそれぞれA4判1枚にまとめて下さい。

3.2 添付書類

推薦・自薦書の他に、製品パンフレット、Web 紹介記事、取得特許資料等がありましたら添付して下さい。製品パンフレット等が無い場合、「詳細な内容説明書」にご記入いただいても構いません。

4. 提出部数

推薦・自薦書、添付書類とも、正本1部、副本6部(コピー可)、合計7部提出して下さい。推薦による応募の場合、推薦・自薦書(その1)の正本には推薦者の押印をお願いします。

5. 推薦・自薦書等の提出

推薦・自薦書は、募集期間中(平成27年4月1日(水)から5月31日(日)消印有効)に、推薦・自薦書と添付書類を下記に提出して下さい。

送付による提出先

〒203-0042 東京都東久留米市八幡町1-1-12

(一財) 機械振興協会 技術研究所 産学官連携センター (東久留米) 新機械振興賞担当

又は

持参提出先

(一財) 機械振興協会 受付 (東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館1階)

問い合わせ先

(一財) 機械振興協会 技術研究所

Eメール prize@tri.jspmi.or.jp

電話 042-475-1168

FAX 042-474-1980

(裏面へ続く)

6. 選 考

会長が委嘱する学識経験者より成る審査委員会により行います。

審査スケジュール(予定)

①募集(4～5月)、②書類審査(6～7月)、③現地調査(8月～9月)、④審査委員会(10月)、⑤受賞者の発表(12月)、⑥表彰式(1月～2月)

7. 表彰方法

- (1) 会長は、特に優秀と認められるものについて経済産業大臣賞及び中小企業庁長官賞の授与を申請するものとします。
- (2) 会長は、その他の受賞者に対し、会長名の賞状を贈呈します。
- (3) 会長は、受賞する企業等に対し、記念品を贈呈します。
- (4) 会長は、受賞する研究開発担当者に対し、賞金を贈呈します。賞金の額は、経済産業大臣賞は80万円、中小企業庁長官賞は50万円、機械振興協会会長賞は30万円、審査委員長特別賞は20万円(研究開発担当者が複数である場合も、これらと同額)とします。

8. 後 援(予定)

経済産業省、中小企業庁、JKA、中小企業基盤整備機構、日本機械工業連合会、全国商工会連合会、日本経済新聞社

9. 賞の取り消し等

以下の場合、応募を無効又は表彰の取り消しを行います。

- ① 本制度の目的を損なうような行為あるいは申請書類等に虚偽の記載があった場合。
- ② 法令違反、他者の知的財産の侵害等社会通念上表彰対象としてふさわしくないことが明らかになった場合。
- ③ 社会通念上極めて重大な公害・災害・死亡事故等の不祥事を起こした場合。

[注 記]

- (1) 外国からの技術導入に基づくものは、原則として選考の対象としません。但し、独創的な改善が加えられた場合はこの限りではありません。
- (2) 社内専用機、あるいは社内生産システムに関する業績であっても、それが実用化されている場合は選考の対象とします。
- (3) 助成金、奨励金等を受けて行った研究開発の業績も選考の対象とします。
- (4) 他の同種の表彰を受けた業績も選考の対象とします。

※個人情報保護に関して：本募集において入手いたしました個人情報は、本新機械振興賞に関する審査と表彰の目的以外での使用はいたしません。

以 上